

地方分権改革推進に関する決議

—— 地方自治の確立と地方交付税の充実強化 ——

平成19年6月5日

地 方 六 団 体
(地方自治確立対策協議会)

地 方 分 権 推 進 連 盟

地方分権改革推進に関する決議

地方自治の確立と地方交付税の充実強化

第二期地方分権改革が本格的にスタートした。

地方分権改革の目標は、「国が決めて地方が従う」という中央集権システムからの転換を図ることで、高齢者や障害者の福祉、子育てや教育、まちづくりなど、人々の暮らしを支える公共サービスに関する地方の役割をより拡大し、住民が安全・安心に暮らせる豊かな社会を実現することにある。

同時に、文化、産業などの面で地域の個性を活かした多様性と創造性にあふれた社会を実現することにある。

今、多くの地方で高齢化と人口減少が同時進行するなどにより、地域間の格差が拡大している。今後は、地域力を活かして地域を活性化させ、国全体が活力を持つ日本をつくっていくべきである。

このため、「地方にできることは地方が担う」、「自己決定・自己責任」、「地方の自立（律）と連帯」、「国と地方の二重行政の解消」の4つを基本原則として、第二期地方分権改革を強力に推進すべきである。

また、地方交付税は地方固有の財源であり、国の財政再建のための一時的な削減は断じてあってはならない。昨年の「基本方針2006」に示されたとおり、地方交付税の現行法定率を堅持し、地方自治体の安定的財政運営に必要な地方交付税の総額を確保することを強く求める。

我々は、以下の事項の実現を強く要請し、地方自治確立に向け一致団結し、改革を力強く推進していくことを決議する。

1 第二期地方分権改革の推進

(1) 消費税等の税源移譲などによる地方税源の充実強化

自立した地域をつくるためには、国から地方への税源移譲等により、地方の財政基盤を確立することが不可欠であり、**国税と地方税の税源配分をまずは5：5とすること。**

その際、税源移譲などによる偏在性の少ない地方税体系の構築を行うこと。

- (2) 国と地方の役割分担の見直しと一体的に権限・事務・財源を移譲
「地方にできることは地方が担う」という原則の下、国と地方の役割分担を見直し、一体的に権限・事務・財源の移譲を進めること。
- (3) 国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化
国の地方支分部局の廃止・縮小による国と地方の二重行政の解消、国による過剰関与・義務付け・枠付けの廃止・縮小、国庫補助負担金の削減によって国・地方を通じた行政の簡素化を推進すること。
- (4) 自治体の自立(律)と連帯を進める「地方共有税」の導入
「地方交付税」を国の特別会計に直接繰り入れ等を行う「地方共有税」に変更し、地方固有の共有財源であることを明確にすること。
- (5) 「(仮)地方行財政会議」の法律による設置
地方に関わる事項についての政府の政策立案及び執行に関して、政府と地方の代表者等が協議を行い、地方の意見が反映されるよう「(仮)地方行財政会議」を法律により設置すること。

2 地方交付税の総額確保と機能堅持

国の財政再建のための一方向的な地方交付税の削減は断じてあってはならない。昨年の「基本方針2006」において示されたとおり、地方交付税の現行法定率を堅持し、地方自治体の安定的財政運営に必要な地方交付税の総額を確保するとともに地方の財政需要を適切に反映するよう財源調整・財源保障の両機能を堅持すること。

3 地方税源の充実強化と偏在是正

近年、権限、ひと、仕事、情報、カネなどが中央に集中する一方で、多くの地方では、高齢化と人口減少が同時進行し、地域間の格差は拡大している。

このため、地方の活力なくして国の発展はないという見地から、国税と地方税の税源配分をまずは5：5とする地方税源の充実強化が必要である。その場合、**税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築することが必要であり、まず地方消費税の充実に最優先で取り組むこと。**

あわせて、地方税の応益負担や負担分任の原則、税源涵養インセンティブの確保等に配慮しつつ、税源偏在の是正のため次のような課題について、検討を進めていくこと。

国税と地方税との税体系のあり方 地方交付税原資としての税目のあり方 地方法人課税における分割基準のあり方
地方消費税の清算基準のあり方

「ふるさと納税制度」については、上記に掲げた税源偏在是正のための課題の検討と一体的に議論すべきであること。

平成19年6月5日

地 方 六 団 体

(地方自治確立対策協議会)

全 国 知 事 会

全国都道府県議会議長会

全 国 市 長 会

全国市議会議長会

全 国 町 村 会

全国町村議会議長会

地方分権推進連盟